

弁論の実施と無罪判決を求める声明

現在、最高裁第2小法廷に「葛飾マンションビラ配布弾圧事件」が係属中である。

同事件は、白昼、日本共産党東京都議団・葛飾区議団が発行した議会報告文書を、民間分譲マンションの各戸ドアポストに投函した行為が住居侵入罪に該当するとして起訴された事件である。

第1審の東京地裁第12刑事部は、業者による日常的なポスティングが平穩に行われている社会実態を踏まえ、さらには当該マンションにおける現実のビラ投函実態を証拠に基づいて認定した上で、マンション共用部分に立ち入って行われた本件ポスティング行為について刑事処罰の対象とする社会通念は確立していないとして、無罪判決を言い渡した。

しかし、東京高裁第6刑事部は、第1審の認定した事実の多くを黙殺し、住居侵入罪の「侵入」解釈なども明白にしないまま第1審無罪判決の示した社会通念を論難することに終始し、表現の自由といえども他人の財産権・管理権等を侵害することは許されないとして逆転有罪判決を言い渡した。これは、一方でポスティングの重要性を直視せず、他方で本件での財産権・管理権等の侵害状況を具体的に明示することなく形式論理によって結論を下したものであって、およそ判決と呼ぶに値しない。

この間、最高裁第2小法廷には、公選法大石事件や立川反戦ビラ入れ事件など言論表現の自由に対する重大な制約が問題となった事件が複数係属しているが、いずれについても弁論を開き審理を尽くすことなく不当な高裁判決を追認する姿勢を示している。しかし、民主主義社会の根幹に関わる言論表現の自由、とりわけ社会的に広汎に行われているポスティングに対する規制が問題となっている本件において、そのような安易な姿勢は許されない。

最高裁が、多くの証拠を黙殺した高裁判決の問題点を直視し、弁論を再開して公正な審理を尽くし、高裁の不当判決を破棄して無罪判決を言い渡すことで「憲法の番人」としての役割に立ち返ることを強く申し入れるものである。

2008年4月7日

「守れ言論 活かそう憲法！ 4. 7市民集会」参加者一同